

事 務 連 絡

平成 29 年 9 月 26 日

各事務所長 殿

各管理所長 殿

局内関係課長 殿

企画部 技術管理課長

(公 印 省 略)

週休 2 日を推進する工事の運用について (補足)

工事の週休 2 日については、「週休 2 日の間接工事費の補正について (試行)」(平成 29 年 3 月 31 日付け企画部長通知) 及び「「週休 2 日の間接工事費の補正について (試行)」の運用について」(平成 29 年 3 月 31 日付け事務連絡)、「週休 2 日を推進する工事における入札説明書及び特記仕様書等への記載について」(平成 29 年 4 月 20 日付け事務連絡) により運用しているところですが、別紙のとおり運用に関する補足を取りまとめましたので通知します。

【問合せ先】

○積算基準関係：技術管理課基準第一係 (82-3321、3322)

○入札説明書関係：技術管理課技術審査係 (82-3346、3347)

○特記仕様書関係：技術管理課検査係 (82-3326、3327)

【別紙】週休2日を推進する工事の運用について(補足)

【対象工事】

- ・建設現場における週休2日を推進するため、東北地整では週休2日を選択できる工事を導入しています。
- ・公告文、入札説明書記載文言
「本工事は、受注者の意思で週休2日を選択できる、週休2日を推進する工事である。」

【意思表示及び確認方法】

- ・受注者が週休2日の実施を選択する場合は、施工計画書に実施する旨を記載したうえで週休2日の確保状況が確認できる書類(作業日報や週報、出勤簿等)を協議書に添付してください。

【間接工事費・成績評定の取り扱い】

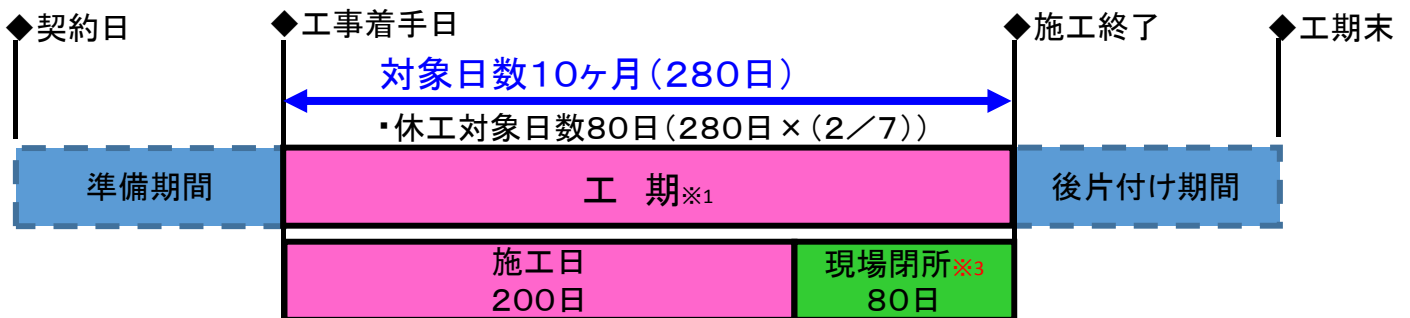
- ・当該工事の工期※1内に週休2日相当※2の現場閉所※3を行った場合は以下のとおり精算時に間接工事費率の補正及び工事成績における加点評価を行います。

⇒間接工事費率への補正係数 【共通仮設費】 1.02 【現場管理費】 1.04

⇒工事成績における加点評価

※施工計画書へ週休2日の実施を記載した場合であっても週休2日相当の現場閉所を達成できなかった場合は「間接工事費率の補正」「工事成績における加点評価」は行わないこととします。

【週休2日相当を確保するイメージ】



【補足】

※1:週休2日の対象となる工期とは、準備・後片付けを除いた期間とします。

※2:週休2日相当とは、約10ヶ月間(280日)の工期であれば、80日間(4週8休)の現場閉所を行う必要があります。

⇒仮に1ヶ月単位で4週8休を実現しなくても、工期内で80日の現場閉所を行っていれば週休2日とみなします。

※3:現場閉所とは、現場事務所での作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所とします。

⇒現場閉所は、工事毎に設定している夏期・年末年始休業を含まずに確保する必要があります。

⇒現場閉所予定日以外に、雨天等により休工した場合は、現場閉所日としてカウントできます。

(現場閉所日としてカウント可能なケース)

- ・災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
- ・異常気象等による安全パトロール
- ・現場見学会等、現場を公開する場合など

※上記以外のケースで現場閉所としてカウントするかは、受発注者間の協議により決定します。

⇒準備・後片付け期間は、特記仕様書に記載されている日数とします。

※3 今回事務連絡の追記箇所